

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X 1 ほか

控訴人(一審原告) X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

(丙47~63号証)

令和4年5月24日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

参加人訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 神 原 浩

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 畑 井 雅 史

弁護士 坂 井 俊 介

弁護士 谷 健 太 郎

弁護士 中 室 祐

弁護士 持 田 陽 一

号証	標目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
丙 47	敷地内破碎帯の追加調査計画の策定について (指示)	写し	H24. 7. 18	経済産業省 原子力安全・保安院長 深野弘行	平成24年7月17日の「第19回地震・津波に関する意見聴取会」で、F-6破碎帯について、活断層であるとの指摘はなく、活動性はないのではないかとの専門家の意見が複数あったものの、活動性を完全に否定するためには現地の直接確認が必要との意見が大勢であったことから、旧原子力安全・保安院より、参加人に対して、F-6破碎帯に関する追加調査計画の策定指示がなされたこと
丙 48	大飯発電所敷地内破碎帯の追加調査－最終報告－ 概要版	写し	H25. 8. 19	参加人	原子力規制委員会の「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」において、大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）敷地の破碎帯に関する審議・評価が行われた際、参加人が必要な調査・評価を行い報告した内容等
丙 49	大飯発電所敷地内F-6破碎帯の追加調査－南側トレンチ調査計画書－	写し	H25. 3. 28	参加人	参加人が、旧試掘坑南側斜面付近には、上載層によるF-6破碎帯の活動性評価が可能な地層が分布していることが判明したため、南側トレンチの掘削を行ったこと
丙 50	大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）(抜粋)	写し	H25. 7. 8	参加人	新規制基準の施行後に参加人が行った本件発電所に係る原子炉設置変更許可申請において、本件発電所の敷地内破碎帯に関し申請した内容等

丙 51	大飯発電所敷地内破砕帯の評価について	写し	H26. 2. 5	参加人	本件発電所の敷地内破砕帯に関する参加人の評価内容等
丙 52	大飯発電所 地盤（敷地の地質・地質構造）について	写し	H27. 3. 13	参加人	本件発電所敷地の地盤に認められた15本の破砕帯が、いずれも将来活動する可能性のある断層等ではないこと等
丙 53	原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合 第 206 回（抜粋）	写し	H27. 3. 13	原子力規制委員会	本件発電所の敷地内破砕帯について原子力規制委員会と参加人で議論した内容等
丙 54	大飯発電所 地盤（敷地、敷地近傍の地質・地質構造）コメント回答（抜粋）	写し	H27. 5. 15	参加人	本件発電所の敷地内破砕帯のうち、破砕部 a、b 及び c に関する参加人の評価内容等
丙 55	原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合 第 226 回（抜粋）	写し	H27. 5. 15	原子力規制委員会	本件発電所の敷地内破砕帯について原子力規制委員会と参加人で議論した内容等
丙 56	大飯発電所 地盤（敷地の地質・地質構造）コメント回答	写し	H27. 10. 9	参加人	本件発電所の敷地内破砕帯のうち、台場浜周辺で認められた破砕部に関する参加人の評価内容等
丙 57	原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合 第 281 回（抜粋）	写し	H27. 10. 9	原子力規制委員会	本件発電所の敷地内破砕帯について原子力規制委員会と参加人で議論した内容等
丙 58	大飯発電所 地盤（敷地の地質・地質構造）（台場浜コメント回答）	写し	H28. 2. 12	参加人	本件発電所の敷地内破砕帯のうち、台場浜周辺で認められた破砕部に関する参加人の評価内容等
丙 59	原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合 第 330 回（抜粋）	写し	H28. 2. 12	原子力規制委員会	本件発電所の敷地内破砕帯について原子力規制委員会と参加人で議論した内容、及び石渡原子力規制委員会委員から、「大飯発電所の敷地の地質・地質構造については、概ね妥当な検討がなされたものと評価をいたします」とのコメントが示されたこと等

丙 60	大飯発電所 地盤 (敷地の地質・地質 構造) について	写し	H28. 2. 19	参加人	本件発電所の地盤(敷地の地質・地質構造)に関する原子力規制委員会との議論を踏まえた参加人の評価内容等
丙 61 の 1	大飯発電所 地盤 (敷地の地質・地質 構造) について	写し	H28. 6. 20	参加人	本件発電所の地盤(敷地の地質・地質構造)に関する原子力規制委員会との議論を踏まえた参加人の評価内容等 なお、丙61号証の1は第332回審査会合以降に丙60号証のまとめ資料について表記の統一等の更新を行ったものである。
丙 61 の 2	大飯発電所 地盤 (敷地の地質・地質 構造) について(資料 集)	写し	H28. 6. 20	参加人	また、丙61号証の2はその別添資料集である。
丙 62	原子力発電所の新規 制基準適合性に係る 審査会合 第 332 回	写し	H28. 2. 19	原子力規制委 員会	原子力規制委員会との議論を踏まえた本件発電所の地盤に関する参加人の評価に対し、原子力規制委員会から特段の指摘はなく、妥当な検討が行われたと評価する旨のコメントが示されたこと
丙 63	大飯発電所発電用原 子炉設置変更許可申 請書(3号及び4号 発電用原子炉施設の 変更)の一部補正書 (抜粋)	写し	H28. 5. 18	参加人	原子力規制委員会との議論を踏まえ、本件発電所の敷地内破碎帯等に関する原子炉設置変更許可申請の内容を一部補正したこと